

## 入会金及び会費に関する規則

### (目的)

**第1条** この規則は、定款第12条に定める会員の入会金及び会費等について、必要な事項を定める。

### (入会金)

**第2条** 正会員の入会金は、100万円とする。

2 前項の入会金は、本協会に入会した日の属する月の翌月25日（休業日の場合は前営業日）までに、本協会が指定する方法で納入するものとする。

### (会員種別変更負担金)

**第3条** 会員種別変更負担金は、100万円とする。

2 前項の納付された金額は、前条第1項に規定する入会金とみなして処理を行うこととする。

3 第1項の会員種別変更負担金は、本協会が指定する方法で納入するものとする。

### (会費)

**第4条** 会員の1事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の会費は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 正会員 300万円

(2) 賛助会員 50万円

(3) 後援会員 20万円

2 各事業年度の4月1日現在の会員は、当該各事業年度の4月25日（休業日の場合は前営業日）までに、前項の会費を本協会が指定する方法で納入するものとする。

### (新規入会会員の入会初年度の会費の取扱い)

**第5条** 本協会に入会する会員の入会初年度の会費は、入会の日属する月から月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

2 納入時期及び方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

### (賛助会員が正会員へ会員種別を変更する場合の会費の取扱い)

**第6条** 賛助会員が正会員へ会員種別を変更する場合の当該事業年度の会費の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該賛助会員は、定款第13条で準用する第10条第1項に規定する理事会の承認を受けた日が属する月（第3号において「理事会承認月」という。）から第4条第1項第1号の正会員の会費を納入しなければならない。

(2) 前号の会費は、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

(3) 当該賛助会員の既納の会費については、理事会承認月後の会費を返還するものとする。

(4) 前号の返還する会費は、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）とする。

(5) 納入及び返還の時期並びに方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

### (退会会員の会費の取扱い)

**第7条** 定款第21条第1項の規定により正会員権を喪失し退会した正会員及び同第15条の規定により退会した賛助会員及び後援会員は、退会日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

3 会費既納後に退会した会員については、既納の会費の額から前2項の規定により算出した額を控除した額を返還するものとする。

4 納入及び返還の時期並びに方法は、本協会が指定する時期及び方法によるものとする。

**（入会金の管理）**

**第8条** 本協会は、入会金について本会計とは別に管理を行うことができることとする。

**附 則**

1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に入会した会員の令和2年度（令和2年4月1日から同3年3月31日まで）の会費は、300万円とする。